

令和6年度（一財）自治総合センターコミュニティ助成事業  
（一般コミュニティ助成事業・地域防災組織育成助成事業）  
の要望調査における注意事項について

- 要望するに当たっては、事前に購入する備品等についてよく話し合うこと。
- 「一般コミュニティ助成事業」の対象事業は市町村又はコミュニティ組織が行うコミュニティ活動に必要な施設又は設備の整備に関する事業であり、公民館他公共施設の備品整備となるようなものなどは補助対象とならないので注意のこと。なお、助成事業参考例に記載されていないものであっても、特に緊急性が高く必要と認められるものについては、助成対象となる場合があるので、その際はその必要性等について十分説明できる資料を添付すること。
- 「地域防災組織育成事業」は、一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織（自主防災組織）、婦人防火クラブ又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものを対象とする事業であり、自主防災組織の育成に対する助成であることに鑑み、防犯に係る備品は対象とならないので注意のこと。
- コミュニティ助成事業は、新規の整備のみを対象としており、補修費の助成は認めていない。ただし、例外がある場合がありますので、詳しくはご連絡をお願いします。
- この助成金は、宝くじの普及広報のため交付されるものであり、助成対象となった施設又は備品に『宝くじ普及広報キャラクター「クーちゃん」』の表示を行い、広報紙等を通じて、その趣旨の周知に特段の配慮をすること。  
「クーちゃん」の広報表示は助成対象となることから、必要に応じて経費を計上するとともに、各申請団体において貼付け、印字等を実施すること。なお、表示位置及び表示サイズ等については、市担当者と事前に協議を行うこと。
- 要望にあたっては、用地の確保、必要な許認可等の取得など必要な諸条件の整備を行い、事業実施が可能なものであること。
- 申請時の見積り金額と実施金額の差が大きすぎるケースや助成決定後の変更が多いので、計画時に十分内容を精査すること。
- 助成申請する施設又は備品に関する「管理運営規程」を必ず添付すること。